

森嶌昭夫先生を想う

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松 尾 弘

謹んで、森嶌昭夫先生のご逝去を悼み、ご冥福をお祈りいたします。

最初、この追悼エッセイのタイトルは「森嶌先生の思い出」であった。しかし、書き進めるうちに、「森嶌先生を想う」に変えることにした。私の心の中で、森嶌先生との対話が今も続いていることに気づいたからである。森嶌先生を想うにつけ、なぜかいつも1人の人物を思い出す。それは、私の最初の師ともいえる、柔道の恩師T先生である。気品と風格を備えたT先生は、独自のセオリーをもち、組んで一本を目指す、柔よく剛を制すの柔道を大切にし、稽古にも礼儀にも減法厳しかった。乱取りでぶつかってもぶつかっても、いつもこてんぱんに投げ飛ばされた。巨大な壁のようなその恩師の黒帯が眩しくて、私はひたすら稽古に打ち込んだ。昇段試験を5戦全勝全て一本で勝ち抜いて報告に行った時、T先生はメモ帳に何か書きながら、ひとこと「そうか」と言われた。

森嶌先生も、私にとってはぶつかってもぶつかっても、跳ね返されるような、些かもぶれることのない、大きな存在であった。いつもダンディーな風貌を保っておられた記憶も重なる。森嶌先生と直接お会いする遙か前から、森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣、1987年）は鮮烈な印象を与えた。不法行為法の領域では、森嶌先生の恩師である加藤一郎『不法行為（増補版）』（有斐閣、1974年）を凌駕せんと、平井宜雄『損害賠償法の理論』（東京大学出版会、1971年）、幾代通『不法行為』（筑摩書房、1977年）、前田達明『不法行為帰責論』（創文社、1978年）、同『不法行為法』（青林書院、1980年）等、特色ある著作が続出していたが、森嶌先生の不法行為法は、伝統的通説から新説に至るまで、理論を冷静に客観的にフォローしたうえで、時には通説を再評価、補強し、時には新説の掘り下げを提唱し、是々非々の論理を展開する特色あるもので、私は大学院に進学したばかりの時期に、強い印象を受けた。

森嶌先生と直接にお会いしたのは、私が就職してからであった。鮎京正訓先生（当時、名古屋大学教授）を中心に、名古屋大学のアジア法政情報交流センター（Center for Asian Legal Exchange: CALE）（2000年設立。2002年から、法政国際教育協力研究センター）を拠点にして、法整備支援やアジア法の比較研究のプロジェクト等が本格化し、シンポジウムや研究会が盛んに開かれるようになった。そこには、すでにベトナムやカンボジアに対する法整備支援を開始されていた森嶌先生（当時、名古屋大学名誉教授）が、ほぼ毎回出席されていて、発表に対するコメントや質問を熱心にしておられた。また、法務省法務総合研究所が主催する法整備支援連絡会（第1回が2000年。2003年の第4回から大阪中之島の国際協力部・国際会議室）では、ベトナム、カンボジアに対する民法および民事訴訟法の起草支援の渦中にあったこともあり、森嶌先生や竹下守夫先生（一橋大学名誉教授、駿河台大学学長）の講演がよく行われていた。私自身も、当時名古屋大学

におられた、加賀山茂先生から、ラオスにおける民商事法セミナーの講師のお誘いを受け、法整備支援の活動に参加するようになった。院生時代から、H・グロティウス（Hugo Grotius）らの近代自然法論を研究していた私は、歴史や文化を異にする国々における法制度の相互影響や変容プロセスに深く関わる活動に、自然に引き込まれるように、法整備支援や、その基礎理論ともいえる開発法学（Law and Development）にのめり込んでいった。開発法学では、当時、名古屋大学の国際開発研究科におられた、安田信之先生も研究会を主宰され、そちらでも多くのことを学ばせていただいた。森嶌先生は、名古屋大学法学部・法学研究科長をされた後、この国際開発研究科長も務められた。

法整備支援のシンポジウム、研究会、連絡会などの折、私はよく森嶌先生に個人的にも質問をした。森嶌先生は、かなり長い時間をかけて回答をしてくださった。ご自身の経験に基づく思いが溢れるように流れ出て、強調されたいことを何度も繰り返された。森嶌先生は、法整備支援の方法として、民事基本法をベースないし起点にして、ロードマップを敷いて進めなければならないことを強調された。また、法整備支援が支援国や支援国間、特に国際関係で力のある米欧の利害、それらに基づく国際政治の具とされてはならないこと、さらに、法整備支援は押付けであってはならず、対話を重視すべきこと、被支援国のオーナーシップを尊重すべきことも主張された。これらは、私自身にとってもごく自然に合点がゆく道理と感じられ、自らもこれを実践することに注力するようになった。

実際に、法整備支援プロジェクトで森嶌先生と一緒させていただいたのは、ベトナムの2015年民法典の制定支援の本邦研修やオンライン会議であった。当時、松本剛現地専門家（現在、法務省大臣官房国際課長）の調整の下、逐条コメントを準備する本邦研修が幡ヶ谷のJICA東京研修センター（TIC）やオンラインで行われ、森嶌グループの一員として、コメント付けの作業をともに行わせていただいた。また、カンボジアへの支援では、民法・民事訴訟法の関連法令の起草支援の作業部会で、一緒にさせていただいた。これらは、法整備支援のベースとなるべき、民事基本法令の体系的整備の一環であり、森嶌先生の方針を具体化するものであったと理解している。森嶌先生は、そうして法令を解釈・適用する専門家を育成するための法曹養成支援の重要性にも、様々な機会に言及されていた。もっとも、法学教育支援については、ある会議で、それをやり出したら大変であるという指摘をされたことも、記憶に残っている。法整備支援において、誰が、何を、誰と、どのように連携して行うべきか、役割分担とロードマップを作つて行うべきであるという、計画性に関する問題提起であったと理解している。

森嶌先生は、法整備支援を学問的に深めることにも関心をもっておられた。1つ印象に残っているのは、日本私法学会におけるシンポジウムのテーマとして、ベトナムやラオスに対する法整備支援を取り上げようと提案したが、その際には、星野英一先生（東京大学名誉教授）らの賛同を得ることができなかつたことを残念そうに話された。日本の法整備支援が本格化した1990年代後半は、まだ学界からその法学上の意義を認知されていなかったことをかなり気にしておられた。もっとも、その後、星野先生は、国際民商事法センター（ICCLC）の学術顧問として、法整備支援連絡会に毎回出席され、鋭いコメン

トをされていた。ある法整備支援連絡会のコメントで、法整備支援は、法制度をその基本原理に遡って理解し、その存在理由や趣旨を再考し、説明する必要に迫られることから、支援国側の法律学の発展にとっても意味があると発言されたことは、強く印象に残った。これは、間接的ながら、森嶌先生の法整備支援活動を、日本の学界としても積極的に評価しておられたことの証左といえるかも知れない。星野先生は、ＩＣＣＬＣ主催の懇親会にもよく顔を出しておられ、「僕は今はコンパ要員だからね」と笑っておられたが、絶えず法整備支援の動向に注目されていたように思われる。法整備支援を私法学会のテーマとすることはいまだに実現できていないが、2015年6月、ラオスの民法草案を題材に、比較法学会のシンポジウムを開催した。この時は、ラオス民法の起草支援に関わられた、野澤正充先生（立教大学）、南方暁先生（創価大学）、大川健蔵先生（摂南大学）、西希代子先生（慶應義塾大学）のご協力を得て、プレゼンと議論を行った。残念ながら、この時は森嶌先生にお聞きいただくことができなかつたが、加藤雅信先生（名古屋大学名誉教授、上智大学教授）がコメントをくださつた。法整備支援を学問として、各法分野の学会でも折に触れて取り上げ、深めてゆくことは、その扱い手の育成とともに、今なお残された課題である。

2010年2月、外務省と法務省が共催するアジア協力対話（ＡＣＤ）法制度整備ワーキングショップ「アジア諸国への民法・民事訴訟法分野における支援の現状と展望」が三田共用会議所で開かれた折、麻布十番の飲み屋で、森嶌先生、森永太郎法務省法務総合研究所国際協力部副部長（当時。その後、同部長、国連アジア極東犯罪防止研修所（ＵＮＡＦＥＩ）所長）と私の3人で、夕食を取りながら雑談したことでも懐しい。その折に、森嶌先生の名前の表記について、「森島」か「森嶌」かが話題となり、自分はそういうことにはこだわらないから、どちらでもよろしいと言われた（かつて森嶌先生が自ら執筆された著書論文では「森島」の表記が多かつたが、後の講演や文書等では「森嶌」の表記が多くなつたように思われる）。森嶌先生は健啖家でおられたが、話が盛り上がり、在外研究時代のことが話題になつた。森嶌先生が学ばれたハーバード・ロースクールで、アメリカにおけるLaw and Developmentの草分けの1人であるD・トゥルーベック（David Trubek）先生（後、ウィスコンシン大学教授）とセミナーをともにした時の話で、当時、トゥルーベック先生は、いかしたジャケットに革靴を履いて、椅子に片足をかけ、勃興しつつあったLaw and Developmentを滔々と語つた様子を再現された。森嶌先生は、Law and Developmentには、アメリカ政府の政策的色彩（例えば、アフリカ新興国における新政府支援等）が濃い点について批判的コメントをされることが多かつたように記憶している。

それよりだいぶ前、2004年10月、名古屋で、The Symposium “The Role of Law in Development: Past, Present and Future”が、松浦好治先生（名古屋大学教授）を実行委員長として開催され、Trubek教授が招かれて基調講演をされた。これに対し、森嶌先生は、“Japanese Approach toward Legal Development Assistance (Law and Development)”と題して英語で講演された。日本の法整備支援の特色として、私法中心、対話型、パートナーシップ重視であることを強調される一方、世銀の「法の支配プロジェクト」が相手国に対する

押付けになつてないか、批判的にコメントされた（その全記録が、Yoshiharu Matsuura (ed.), *The Role of Law in Development: Past, Present and Future*, Nagoya University, CALE Books 2 [<https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/09/CALE-Books2.pdf>] に収録されている）。その講演は、既定の原稿を読むようなスタイルとは異なり、自らの主張を、身振り手振りを交じえて、率直に、真摯に、かつ熱っぽく語りかけるものであった。私は「これでよいのだ」と感銘を受けた。このスタイルは私に大きなインパクトを与えた。

森嶌先生とは、法整備支援関連のシンポジウムや会議の間だけでなく、こうしたイベントの帰り道に一緒にすることも多かった。かつて法務省法務総合研究所国際協力部（ＩＣＤ）が大阪にあった頃、懇親会が終わって新大阪駅までの帰路を、森嶌先生と井関正裕先生（元大阪高裁判事、関西大学法科大学院教授・弁護士）と3人でタクシーで帰ったことがあった。その時、3人が乗り込んだ後部座席は、かなり窮屈な状態になった。というのも、お二人とも抜群の知性のみならず、抜群のがたいをも兼備しておられたからである。この時、森嶌先生が開成高校、東大と、ボート部で体を鍛えられたことを知った。森嶌先生にせよ、井関先生にせよ、法整備支援という理論と実践、知力と体力、不屈の粘り強さを必要とするプロジェクトに、深く長く関わってこられた原動力の一端を見た気がした（井関先生には、その後、韓国の復興における日本の関与について、貴重な資料を頂戴した）。森嶌先生は、2017年にＩＣＤが大阪から東京の昭島に移った後も、法整備支援いざないシンポジウムや法整備支援連絡会に精力的に出席し、発言された。ある会議が昭島であった後、参加者何人かと一緒に帰りの電車に乗ったが、気が付くと森嶌先生と私だけになっていた。偶々前の席が空いたので座って話しながら、国分寺から東京まで移動する間、どういうきっかけだったか、終戦直後のことが話題になった。平壌で終戦を迎えた森嶌先生は、兵士の銃撃の合間に縫って、歩いて河を渡り、生き延びたこと、船で福岡に渡り、居留区でしばらく過ごした経験を話された（おそらく当時は10歳か11歳）。鉄条網の端っこが破れていて、そこから外に出て冒険したというが、森嶌先生らしい好奇心と行動力をすでに発揮していたのかも知れない。

2019年3月、ラオス民法典の成立と法整備支援20周年を記念するセミナーが開かれ、本邦研修で来日していたラオスの司法省、検察院、裁判所、国会、大学、弁護士会等からの起草メンバーと、現地専門家、われわれ日本側のアドバイザリー・グループ（AG）のメンバーが、プレゼンや質疑応答を行った。この席上、森嶌先生は、ラオス民法典の日本語訳冊子を見られて、物の定義や不法行為の定義の条文を挙げられ、民法典の制定が時期尚早ではなかったかという質問をされた。これを受けた関係者のコメントでも、ラオス民法典の起草期間が2012年から2018年と比較的短く、日本民法典とはかなり違うという指摘がされた。もっとも、ラオスでは、それに先立つ2000年代初頭から、法律辞書、教科書、問題集づくりが始まり、それを通じて法律知識を修得したメンバーが、2012年6月から準備作業を始め、日本側の逐条コメントとそれに対する応答・修正等を何度も繰り返すプロセスを経て、民法典が成立した。それはまだ完成の民法典とはいえないかも知れないが、ラオス側メンバーによる20年近い努力に1つの形を与え、実

際にラオス社会に適用しながら、法律家、政府関係者、企業、市民への普及を図り、それをベースに、世代交代をも図りつつ、必要な改正を通じて、民法づくりを継続する方法もあるのではないかというのが、日本側AGの悩んだ末の判断であった。それは、日本法の押付けではなく、起草開始の10年以上前から、ラオスの起草メンバーの育成から始まり、ラオス側のオーナーシップを尊重し、日本との緊密なパートナーシップを維持しつつ、忍耐強い作業プロセスを経て成立し、施行された経緯をもつプロジェクトであった（「特集 ラオス民法典施行」ICD NEWS 第84号（2020年）参照）。ラオス民法は、ラオス社会における普及、適用、大学での法学教育、裁判所・検察院・司法省での法曹教育、裁判等での解釈、裁判例の蓄積等を経て、法律学の形成と相俟って、さらに改正や特別法の制定を通じて、これから育てられるべきものと考えている。それは、森嶌先生の法整備支援セオリーを実践で応用するものであると、私たちは理解していた。それだけに、この質問には、答えに窮する面もあった。しかしながら、森嶌先生の質問に答えるには、それ自体が時期尚早にも思える。ラオス民法プロジェクトは、今なお進行中であり、森嶌先生から得た知見を、実際に適用し、その可能性、意義、課題を明らかにするためには、さらに継続を必要とするからである。将来、この時の質問に答えることができる日が来るか、自信はないが、今はただひたすら、努力を続けるほかないと考えている。

森嶌先生と最後にお会いしたのは、2023年7月、日ASEAN法務大臣会合の特別イベントとして開催された、司法外交閣僚フォーラム開催記念特別イベントの1つである、「法遵守の文化」の比較と検討」のシンポジウム会場（ホテルニューオータニ鶴の間）であった。「何でも聞いてやろうと思って来たんだよ」と笑いながら、最前列に座って聞いておられた。それから1年も経たずに、森嶌先生ご逝去の報に接した。まさに生涯現役で学者人生を貫かれたことに、心からの敬意を表したい。ただ1つの心残りは、森嶌先生の最後の質問に直接答えることができなかったことである。森嶌先生の墓前でいつ報告できるかもわからない。しかし、法整備支援が本当に相手国本位のものになっているか、それを通じて国際社会の平和と安定、日本の真の利益に合致しているか、さらに、そのことが学問的に深められているか。森嶌先生が私たちに残された宿題は少なくない。これらについて、どういう形であれ、いつかご報告に行かなければ念じている。もし返答いただけるならば、森嶌先生は何と仰るであろうか。「そうか」と言っていただける日が来ることを信じて、この道を歩き続けるほかはない。